

《論 説》

後期ローマ帝国における農民逃亡と法形成

山下 孝 輔

【要旨】

後期ローマ帝国は長らく、専制君主たる皇帝によって強制的かつ独裁的に支配された国家と見なされていた。このような国家像に対しては、すでに20世紀初頭から見直しが行われている。伝統的な国家像に対する批判が展開する中で論点の1つとなったのが、皇帝たちの発した諸勅法の位置付けである。農民逃亡に関する諸勅法の形成を分析することによって、後期ローマ帝国の国家像を検討することが本稿の目的である。

主要な史料として取り上げたのは、農村パトロキニウム法とコロナートゥス法である。農村パトロキニウム法は土地所有農民の逃亡を、コロナートゥス法は所領農民の逃亡を扱っている。先行研究は、両種の法の中に帝国の財政的関心という1つの原理が存在することを強調してきたが、筆者は財政的関心だけでなく農民たちの主導と利益までもが諸勅法から読み取れることを確認し、これらの勅法を皇帝たちによる強制と独裁の証拠として理解することは出来ないと主張する。

農村パトロキニウム法とコロナートゥス法だけでなく他の勅法の形成に関しても、従来の研究では、皇帝や官僚、臣民のうちの誰が立法における主導的な地位を原則として保っていたのかということが探られているものの、筆者は個別の勅法ごとに立法の主導者が異なることを主張する。すなわち、後期ローマ帝国は、諸階層が自らの利益を主張し合う多元的な国家であった。

はじめに

後期ローマ帝国は衰退と抑圧を特色とする国家であるとされていた。我が国でこの見方を代表しているのが弓削達氏である。弓削氏によれば、ディオクレティアヌス（在位284～305年）とコンスタンティヌス1世（在位306～337年）が国内治安と辺境防衛のために独裁的な社会体制を創り上げ、かつて市民の第一人者であった元首は専制的な君主となった。4世紀には東方と北方での軍事的な危機がローマ国家を強制的独裁国家として完成させたという。ローマ国家による強制の意味するところは、職業・住居の固定化と階層制である¹⁾。この統制的な後期ローマ帝国像を下支えしていたのは法文史料であった。

かような見解に対する批判は、まず専制皇帝像の見直しから始まった。欧米では早くも20世紀初頭に、J.B. ピュアリが後期ローマ帝国の国制について論じ、皇帝が選挙王政という理

念や法などによって制約を受けたと主張している²⁾。次いで、1960～70年代には、A.H.M ジョーンズと R. マクマレンが、危機への対応として統制的な勅法が皇帝によって発せられたことを認めつつも法の実効性を否定し、社会における実質的な自由に注目を促した³⁾。20世紀末には Av. キャメロンが、後期ローマ帝国の国家像についてはジョーンズやマクマレンと同様に、経済的・軍事的な困難への対処として皇帝たちが法によって統制を試みたものの統制が実効的でなかったと述べ、そのうえで現実における法の運用がより重要であると論じる⁴⁾。如上の研究は、法史料の中に皇帝たちの意図のみを探り、その実効性の程度を解明することに焦点を当てている。21世紀になるとこうした動向に変化が現れる。P. ガーンジィと C. ハンフレスは、法に皇帝たちの「法制化する意志」のみを探ることを戒め、勅法が個別の状況に応じて皇帝たちからの応答として発せられたことに注意を向けている。彼らは、古代末期に階層意識がより明確化されたのは、軍隊や官僚機構の膨張による国家組織の拡大がもたらした副産物であると説明している⁵⁾。ガーンジィとハンフレスにおける法史料に対する扱いの変化を知るためにも、次は法制史研究の動向に目を向けよう。

T. オノレは3世紀以降における法の卑俗化という見解を批判し⁶⁾、後期ローマ帝国における法の実効性と法学の伝統的創造性を高く評価する⁷⁾。オノレは、立法権を有していた皇帝自身よりもむしろ、官僚として立法に携わった者たちと立法を要求した者たちの意向がより強く法に組み込まれていると主張した⁸⁾。彼の見解に対しては、F. ミラーが反論した。ミラーによれば、皇帝は口頭で是か非か述べるだけで法の本質を決定することが出来た⁹⁾。そのため、法の本質を最終的に決定したのは他ならぬ皇帝であった。ミラーは、ローマ帝国の立法が官僚や臣民によって皇帝へともたらされた請願と、それに対する皇帝からの回答によって形成されていることから、立法における皇帝の積極的・改革的な政策を否定している¹⁰⁾。J. ハリーズは、4世紀末以降の皇帝たちが法形成において重要な役割を果たさなくなり、皇帝は帝国の多様な利益集団の結節点であったとする¹¹⁾。ハリーズによれば、応答的な法形成のあり方は帝政前期から受け継がれた遺産であった¹²⁾。以上の議論を踏まえるなら、個別の勅法がどのように形成されたかという点から法制度の成り立ちを検討することが必要となる。

後期ローマ帝国の法制度を分析する上で重要な史料となるのは、『テオドシウス法典』¹³⁾と『ユスティニアヌス法典』である。『テオドシウス法典』は、東ローマ皇帝テオドシウス2世（在位401～450年）の治世下、429年に編纂を開始され、438/439年にローマ帝国の東西で公布された。同法典の現存する部分には、313～437年にかけて発布された約2500点の勅法が残されている。同法典は、編纂委員たちが収集することの出来た勅法のうち、帝国全体に有効であるべきとされたすべての勅法が、同じ問題に関して重複する場合にも省略されることなく採録されている。ユスティニアヌス1世（在位527～565年）の『ユスティニアヌス法典』は529年に一度公布され、その後534年に529年版を廃して改めて公布施行されたものである。同法典はハドリアヌス帝の治世（在位117～138年）から534年に至るま

での約 4000 点の勅法を収録している。同法典は『テオドシウス法典』と異なり、複数の勅法が内容の点で重複した場合は古いものを省略している。本稿では、主としてこれらの両法典を史料として用いる。

数千点もの勅法すべてを精査することは容易でないが、筆者は農民逃亡に関する法を取り上げる。何故なら、農村の状態は後期ローマ帝国の国家像を構成する重要な要素となってきたからである。後期ローマ帝国の農村に関する研究の過半を占めているのは所領農民の研究であるが、本稿では土地所有農民と所領農民の両方を総合的に扱うこととする。この時代には所領農民だけが存在していたわけではなく、特に帝国東部では土地所有農民も広く存在していたことが確認されているからである¹⁴⁾。本稿の目的は、農村法の中に皇帝たちの政治方針を探るだけでなく、個別の農村法が形成された状況を解明し後期ローマ帝国史の中に位置づけることによって、法形成のあり方と後期ローマ帝国の国家像を見直すことである。

第 1 章 農村パトロキニウム法

『テオドシウス法典』11 卷 24 章には De patrociniis vicorum と題して 6 つの勅法が掲載されている。Patrocinium vicorum とは直訳するなら「農村での保護」となる。ラテン語では、「保護」という行為をパトロキニウム¹⁵⁾と呼び習わしていたので、ここでは農村での保護を農村パトロキニウムと呼び、De patrociniis vicorum は「農村パトロキニウムについて」と訳すことにする。当時、農村パトロキニウムとして問題視されていたのは、農民たちが官僚や軍隊、教会などの有力者のもとへと逃亡することであった。

農村パトロキニウムに関する先行研究は、勅法に現れる語句の意味分析や、農村パトロキニウム法の効果に焦点を当てることから始まった¹⁶⁾。近年では、法文以外の史料も援用して農村パトロキニウムの社会的効果の解明が試みられている¹⁷⁾。本章では、農村パトロキニウム法をローマ史の中に位置付けて、個別の農村パトロキニウム法が形成された背景を探る。

本章で引用する法文の訳は、渡辺金一氏の訳¹⁸⁾を一部筆者の責任で改めたものである。また、引用した法文には、後に言及する際の便宜を図るためにアルファベット記号を付す。

第 1 節 農村パトロキニウム法の出現

農村パトロキニウム法として現存している最初の勅法は 360 年のものである。

《A 『テオドシウス法典』11 卷 24 章第 1 法文（360 年 2 月 4 日）》

皇帝コンスタンティウス 2 世及び副帝ユリアヌスが、オリエンス道長官ヘルピディウスに。

貴官は、エジプトに居住する多数の農民が保護を求めて、種々の官職を帯びた者たち、さらには、軍司令官たちの許にまで走った旨を報告してきた。そこで、これほどの不遜の挙にあえて出て、隠れ家を提供し、保護を約して果たすべき義務の途をとざしたことの判明した者はすべて、次に述べる措置に服さなければならないことを命ずる。す

なわち彼らは、逃亡農民の所属先の共同体の村民が、この逃亡農民の離脱の故に、自腹を切って国庫に納めたことが明らかになった時には、その同じ額をこれら村民に弁済しなければならない。また貴官は、彼らがその保護下に受け入れたことが明らかとなったいかなる者をも、その保護から引き離さなければならない。

本勅法は、農民たちが保護者たる文官や武官のもとへ逃亡することを禁止し、農民の逃亡に際して逃亡農民の同村人が被った損害を保護者が賠償するように命じたものである。

この勅法はどのような状況の中で生み出されたのだろうか。このことを考える上で重要な史料が存在する。それは 332 年に同定されている 1 つのパピルス文書である¹⁹⁾。そこでは、エジプトの総督フラウィウス・ヒュギヌスに対して、ある村の村役人が請願を行っている。請願の内容は、村から逃亡した農民たちを連れ戻すことである。本勅法はオリエンス道長官が「エジプトに居住する多数の農民」の逃亡を皇帝に伝え、皇帝は農民の逃亡によって生じた損害を逃亡農民の同村落の農民に保護者が弁済することを命じている。このことから、エジプトの村落の側から逃亡農民の取り戻しと徴税の公正化を求める声が上がっており、それによって本勅法が形成されたことが推測される。本勅法は国家が財政的な利益のために発したと云うよりは、むしろ農民たちの要請に応じて租税負担の公正化を図ったものであった。次に、368 年あるいは 370 年に発せられた勅法に議論を移そう。

《B 『テオドシウス法典』11 卷 24 章第 2 法文 (368/370 年 11 月 12 日)》

皇帝ヴァレンティニアヌス 1 世及びヴァレンスが、オリエンス道長官アウクソニウスに。
農民たちは保護より身を引かなければならない。かれらがもし、不遜の目論見をもってこのような助けを借りようとするなら、処罰されなければならない。しかしながら保護を提供する側も、保護の代償として収受したことが発見された土地ごとに、金 25 リブラ²⁰⁾を罰金として支払わなければならない。そして国庫は、保護者が被保護者から収受するのを常とするものを、その全額でなく、その半額を徴収しなければならない。

本勅法は、土地所有農民が保護者のもとへ逃亡することを禁止し、両者に対する罰則を規定したものである。

本勅法では、先に見た勅法 A とは異なり、ローマ国家の財政的利益の実現が主眼となっている。ただし、「国庫は、保護者が被保護者から収受するのを常とするものを、その全額でなく、その半額を徴収しなければならない」という一文を見逃すべきではあるまい。渡辺氏は『『保護者から』徴収しなければならない』と補って訳しており²¹⁾、「半額」の徴収を保護者から徴収する罰金の一部と解釈しているが、この補いは原文と一致していない。本稿のごとく訳を訂正すると、国庫は農民から徴収するもの一すなわち税一を、保護者が保護の見返りとして受け取るものの半額に抑えたということになる。立法者たちは農村パトロキニウムという不正を取り締まり、徴税の貫徹を目標としてはいても、農民に対しては強制よりもむしろ、自発的な税負担を求めているのである。

この勅法が発せられたときに帝国東部に皇帝として君臨していたのは、兄弟ヴァレンティ

ニアヌス1世（在位 364～375 年）によって帝位を与えられたウェアレンス（在位 364～378 年）であった。ウェアレンスは帝位に就く以前に自ら農民として働いていた人物であり、その経験もあって、両帝の時代には強制以外の方法によって農民たちに租税負担を促すための方策が取られた²²⁾。本勅法以外にも 367 年に発せられた勅法では、農民の利益を図るためと述べたうえで、特定年度には 1%の租税のみを支払うようにと規定している²³⁾。本勅法 B もまた、農民に租税負担を促すための政策の一環として理解できるだろう。

このような勅法の形成が農民及び国家の側から必要とされた背景について、ここで説明しておこう。後期ローマ帝国では、帝政前期に比較して官僚と軍隊が著しく膨張していた²⁴⁾。4 世紀シリアのアンティオキアで教師として活動したリバニオス²⁵⁾の演説²⁶⁾からも明らかに、皇帝たちから委任を受けた官僚や軍隊は汚職をはたらき、権力を濫用して私腹を肥やしていた。帝国直属の官僚・軍隊が増大し、統治の現場において存在感を増したことが、農村パトロキニウムの問題を一層深刻化させたものだろう。こうした官僚と軍隊による権力濫用が、農村パトロキニウムに関する諸勅法に共通する課題であった。

この文脈の中で、農村パトロキニウム法はどのように形成されたのだろうか。立法権を握る皇帝たちは、独立的に農村パトロキニウムの問題を知ることなど出来ない。皇帝たちが政治を行うために必要な情報を得るには、下意上達を待たねばならなかった²⁷⁾。我が国でも既に、田中創氏と小坂俊介氏が地方属州から皇帝たちのもとへもたらされる情報の重要性を指摘している²⁸⁾。農村パトロキニウム法についても同様である。官僚や軍隊による農村パトロキニウムの深刻化は、不正の取り締まりを求める社会的要請を強め、皇帝たちをしてこの問題に対処させた。すなわち、農村パトロキニウム法とは、皇帝たちが財政的利益を一方的に押し付けたというよりも、皇帝たちと臣民からの官僚や将軍たちへの抵抗として現れたのである。

4 世紀末以降、農村パトロキニウム法は急速にして多様な変化を被る。次節ではその変化の背景を検討する。

第2節 農村パトロキニウム法の変化

《C 『テオドシウス法典』11 卷 24 章第 3 法文（395 年 9 月 30 日）》

皇帝アルカディウス及びホノリウスが、エジプトのコメス、ヘラクリアヌスに。

貴官の官房に在勤する何人たりとも、あるいはいかなる高位の身分の者にせよ、もし村落をその保護の許に納めたことが判明したならば、定められた処罰に服さなければならない。他方、土地所有農民 Possessores も、たとえ反抗しても、勅法にしたがい、諸公課を果たすよう、適切な措置が取られるべきである。しかしながら、あるいはパトロキニウムの力をたのみ、あるいは衆をたのんで、公課に服さないことが判明したどの村落も、理の当然の報いを蒙るだろう。

本勅法は、土地所有農民や村落が官僚のもとへと逃亡し国家に対する義務を避けることを禁

じたものである。その点では、これまでの勅法 A,B と大差ない。しかし 368/370 年の勅法 B では、農民たちに対する寛大な措置によって国家の支配下に留めようとする立法者側の意図が見られたが、本勅法ではそうした試みは見られず罰則のみが言及されている。ここで先の勅法 B に見られた農民に対する寛容な措置が見られないことをもって、エジプトにおいてそれがなくなったと断言することは出来ない。一方で 399 年にオリエンス道長官へ発せられた 2 つの勅法では、より明確な変化が現れている。

《D 『テオドシウス法典』11 巻 24 章第 4 法文（399 年 3 月 10 日）》

皇帝アルカディウス及びホノリウスが、オリエンス道長官エウテュキアヌスに。

農村住民にパトロキニウムを提供しようとした者は、それがいかなる地位の者であれ、すなわち、両軍のそれぞれの長官、廷臣、プロコンスル級総督、管区代官、アウグスタレス、軍司令官、クリアレス、そのほかのいかなる地位の者であれ、もし本勅法の発布以降もそのような不遜な行為をやめないならば、パトロキニウムを提供したそれぞれの土地毎に、金 40 リブラの罰金を科せられると覚悟しなければならない。さらには、農村住民を保護下に収容した者がこの罰金を蒙るのみならず、脱税のための常套手段である保護への逃亡をおこなった者も、定められた罰金の倍額を支払わなければならない。これは万人が承知しなければならない。

《E 『テオドシウス法典』11 巻 24 章第 5 法文（399 年 5 月 25 日）》

皇帝アルカディウス及びホノリウスが、オリエンス道長官エウテュキアヌスに。

貴官は、他の皇帝たちの名で発布されたパトロキニウム禁止立法に、我らがさらに厳しい処罰を付け加えたことを知らなければならない。すなわち、もし土地を所有する農民ないし村民にパトロキニウムの便宜を供与したことが判明した者は、その資産を剥奪されなければならない。パトロキニウムを求めて逃亡した農民もまた、自己の所有地を喪失しなければならない。

両勅法もまた、土地所有農民たちが保護者たる官僚たちのもとへと逃れることを禁じたものである。

両法で重要なのは、罰則の規定である。保護者に科せられる罰金は、以前 (B) は金 25 リブラであったものが、第 4 法文 (D) において金 40 リブラに上昇させられている。それだけでなく、第 5 法文 (E) においては、「厳しい処罰を付け加えた」ことをまず述べたうえで、保護者および被保護者に財産の没収を科している。渡辺氏も指摘しているように²⁹⁾、ここでは農村パトロキニウム法が明確に厳罰化されている。この傾向は、従来の研究において、皇帝たちが農村パトロキニウムをより有効に抑えつけようとする意図として分析されて来た³⁰⁾。ここでは、399 年の東ローマ帝国の状況から本勅法の形成された背景を探る。

この時期に東ローマ帝国の実権を握っていたのは、宦官エウトロピウス³¹⁾である。テオドシウス 1 世（在位 379～395 年）が没した際に、東ローマ帝国で権力の座にあったのはオリエンス道長官ルフィヌス³²⁾だったが、ルフィヌスは 395 年 11 月 27 日に政変の中で殺害

され、その後はエウトロピウスが権勢を振るった。そして399年秋、このエウトロピウスもまた政変によって命を落とした。399年の勅法D,Eはエウトロピウスが落命する以前に発せられたものであると考えられよう。

オノレは、この時期の勅法にエウトロピウスの主導を認めるものの、エウトロピウスが優先したのは自らの私益ではなく国家の利益であったとみなしている³³⁾。しかし筆者の見解では、エウトロピウス時代の勅法に特徴的なのは国家利益の優先だけでなく、厳罰化の傾向である。兵士たちが部隊を離れ放浪している場合、384年の段階ではこれを不適切な行為と見なしつつも罰則を科してはいなかったが³⁴⁾、398年には逃亡兵に対して財産没収が規定されている³⁵⁾。また、兵士が軍務を疎かにし他の何者かのために働いている場合、このような行為に関与した者には、396年に一度金5リブラの罰金を科しつつも³⁶⁾、398年には罰金額を引き上げて金20リブラとしている³⁷⁾。他にも官僚間の癒着には金20リブラの罰金を科し³⁸⁾、エジプトにおける海運義務の回避にも同様に金20リブラの罰金を定めている³⁹⁾。こうした罰則の強化は、社会全体に対する統制の強化としてよりも、官僚たちに対するエウトロピウスからの操縦強化の試みとして理解出来よう。上に挙げた勅法Dでも「両軍のそれぞれの長官、廷臣、プロコンスル級総督、管区代官、アウグスタレス、軍司令官、クリアレス、そのほかのいかなる地位の者」が保護者として挙げられており、文武の官僚などが行う不正の抑制を目的としていることは明らかである。

厳罰化の傾向は長続きしなかった。399年7月25日には有罪者の縁者が被る濫訴と冤罪を抑制するために、罰則は有罪者本人にのみ科せられることをすべての審判人に周知させることが規定されている⁴⁰⁾。オノレはこの勅法を、自らの死を予期したエウトロピウスの自暴自棄によって発せられたものと解釈している⁴¹⁾。しかしこの勅法は、エウトロピウスの凋落後にエウトロピウス時代の厳罰からの転換を意味していると解した方が適切ではないだろうか。同399年8月17日には、エウトロピウスの勅法を無効化することが定められており、エウトロピウス失脚後にエウトロピウスの政治が修正されたと考えられる⁴²⁾。すなわち、上で取り上げた2つの勅法D,Eは、農村パトロキニウム抑制の有効化を求めた皇帝たちの試みとしてよりはむしろ、国家の利益を求めたエウトロピウスの個性を原因として厳罰化したものであると考えられる。どうしてエウトロピウスがこのような行為を行ったのか。彼の真意は、今となっては知る由もないだろう。

415年に発せられた勅法が保護者たちとの妥協に向かっていることも、この厳罰化の傾向が4世紀末の政局に促されたものであることを示唆している。

《F 『テオドシウス法典』11巻24章第6法文（415年12月3日）》

ホノリウス及びテオドシウス2世が、オリエンス道長官アウレリアヌスに。

ウェアリウス、テオドルス及びタルサキウスの調査は中止とし、少なくともカエサリウスとアッティクスが執政官であった年（397年）以降、保護によって土地を所有し始めた者はアウグスタレスの裁判に起訴されるべし。彼らすべては公共の義務に従順であ

るように我々は定める。保護者という名は完全に消え去るように決定されるものである。その時までにその形で確立された土地はそれまでの所有者のもとに留まるように。ただし、かつての財政調査においてホモロギ・コロニ⁴³⁾が履行することが知られている公共の義務と公共奉仕を遂行するように。

1. メトロコミアは確固として、国家の支配と権利のもとに留まり続けるものであり、何人もそれらを所有することを企ててはならない。前述の年度以前に所有を始めたことが確かな者を除いては。また、同村人も例外である。彼らはその財産状態を考慮するに、その義務を拒絶することが出来ないからである。…

4. メトロコミアの土地が、時が経つにつれてあるいは荒廃し、あるいは人手が不足したなら、他の繁栄した村落からメトロコミアを選び置き換えるように。…

6. イルストリスである貴官の前任者が整理を行った時までに、コンスタンティノポリスとアレクサンドリアの尊敬すべき教会が所有していたことが明らかとなった財産は何であれ敬虔のために、両教会によって保持されるように我々は命じる。今後、両教会はメトロコミアが負担し、公村がかつてのカピタティオ申告に基づいて負担していたすべての義務を疑いなく遂行するように。…

本勅法は、397年以降に農村パトロキニウムを介して取得した土地の扱いを問題にしており、それ以前のものについては、公課を果たすことと引き換えにして、追認を与えている。さらにここでは、土地所有の移動自体を制限する試みが行われているものの、それさえもメトロコミア（直訳するなら母村）⁴⁴⁾として設定された一部の村落で行われているのみである。このメトロコミアもすべての村落に設定されていたわけではなく、「財産状態を考慮するに、その義務を拒絶することが出来ない」農民たちから構成された「繁栄した村落」であった。本勅法は、保護者や農民たちとの妥協を図り、その妥協の上で国家の財政的利益を求めようとしているのである。

この妥協への転換はどのような状況の中で行われたのだろうか。本勅法で「コンスタンティノポリスとアレクサンドリアの尊敬すべき教会」が他の保護者と区別して特権的に扱われていることから、E. ティンネフェルトは皇帝テオドシウス2世の姉にして敬虔なキリスト教徒だったプルケリアの主導を推測している⁴⁵⁾。A.H.M. ジョーンズもまた、プルケリアが414年以降の帝国東部の実権を握ったとする⁴⁶⁾。プルケリアは確かにテオドシウス2世の宮廷にあって、弟に代わって政治を牛耳り、彼女の敬虔さが当時の宮廷に影響したとされる。しかし、彼女は399年に生まれた人物であり、415年には15歳の少女である⁴⁷⁾。その彼女に帝国東部の政治を意のままにする能力があっただろうか。確かにこの皇姉は後年になって東ローマ帝国の政治を主導しているものの、すでに足立広明氏が指摘しているように、少女期のプルケリアに後年の強力で自立的なプルケリア像を投影することは適切ではあるまい⁴⁸⁾。彼女の影響力が本勅法に及んでいたとしても、それは教会に対する特惠的措置のみであるとみなすべきであろう。妥協への転換自体は、他の理由を探らねばなるまい。

ここで我々は、5世紀初頭のローマ帝国がゲルマン人の南進に悩まされていたということに注目する必要がある。ゲルマン人たちは帝国西部を蹂躪し、410年にはアラリクス率いるゴート族がローマ市を略奪する⁴⁹⁾。ほどなくアラリクスが死亡して後もアタウルフスが王位に登り、ゴート族を引き連れて劫掠を続けた。415年、アタウルフスが同じゴート族の者に殺害された後、ローマとゴート族のあいだに和平が成立した⁵⁰⁾。この知らせは東ローマ帝国の宮廷にも届き、415年にはアタウルフスの死が祝われたという⁵¹⁾。本勅法Fは415年12月3日に発せられたものであり、アタウルフスの死がテオドシウス2世の宮廷へと届けられたのは415年9月24日、祝祭が行われたのはその翌日であった⁵²⁾。ゴート族を率いて帝国西部を荒らしたアタウルフスの死を喜ぶ祝賀的な雰囲気の中で、一種の大赦として、妥協が行われたのではないだろうか。この勅法F以外にも同年10月31日、宮廷に勤めあげた者に免税特権が付与されていることは、このことを証左するものであろう⁵³⁾。

その後、468年9月1日には再び厳罰を強調した農村パトロキニウム法が現れる。それらはすべて、皇帝レオ1世（在位457～474年）がオリエンス道長官ニコストラトゥスに宛てて発したものである。

《G『ユスティニアヌス法典』11巻54章第1立法（468年9月1日）》

皇帝レオ及びアンテミウスが、オリエンス道長官ニコストラトゥスに。

もし、我々の規制が実施されてから後、ごまかしや詐欺によって何者かのパトロキニウムのもとへと公課を逃れる者があれば、その不正が贈与や売却、あるいはその他の取引を口実として行われようとも無効である。あえてこのような文書を、知りながら作成した書記は財産没収によって罰せられる。パトロキニウムへ逃れた村落や領地もまた国庫に没収される。

1. 公共の利益に反して、施与者を自らの庇護者として受け入れている者が見つかったのなら、高貴な者は金100リブラの罰金を科されるべきであり、中流の者はその財産の損失によって罰せられ、悪しき考えによってそのような不正行為を助ける者にも同様の罰が科せられる。…

この勅法は、保護者のもとへ逃亡することを国家義務からの逃亡として捉え、農村パトロキニウムの禁止を定めたものである。468年9月1日には、他にも2点の勅法がオリエンス道長官ニコストラトゥスに宛てて発せられた⁵⁴⁾。その2勅法も、農村パトロキニウムの抑制を目的としている。これらの勅法は農村パトロキニウム法の根絶を目指す皇帝たちの意図を示したものとなる。しかしながら、本勅法が形成された時代的な背景をも考慮に入れるなら、この解釈だけでは不十分である。

468年、東ローマ帝国皇帝レオ1世はアフリカのヴァンダル王国に向けて海軍を差し向けている⁵⁵⁾。この遠征は失敗に終わり、東ローマ帝国に損失をもたらしこととなった。敗戦の報がいつ頃コンスタンティノポリスに届けられたかということに言及した史料は管見の限りでは存在しない。この点に関して、468年8月18日に遺言相続と夫婦間の一方が死亡し

た際の財産の扱いに関わる勅法が発せられていることは示唆的である⁵⁶⁾。特に遺産相続に関する勅法は、第1項においてまず捕虜とされた遺言人に関して規定しており、これらの勅法形成が戦争での捕虜や死亡者の発生によって促されたものであることを暗に示している。そのため、468年9月1日の勅法 **G** は、すでにアフリカでの敗戦が伝えられた後に発せられたものであると考えられる。同法 **G** で、農村パトロキニウムに対する処罰として高額な罰金と財産没収が設定されているのは、農村パトロキニウムに対する皇帝たちの抵抗としてだけでなく、468年という時代の背景に起因したものでもあっただろう。すなわち、ここにおいても農村パトロキニウム法の性格は、皇帝たちと保護者たちの抗争としてというよりはむしろ、法形成を取り巻く情勢によって左右されたのである。

本章での検討をここで整理しておこう。農村パトロキニウムは従来の研究においては、国家の財政的利益を優先する農村パトロキニウム法の実効性や農村パトロキニウムの機能に焦点が当てられてきた。翻って、本章では農村パトロキニウム法の形成要因に重点を置いた。その結果から明らかとなったのは、『テオドシウス法典』11巻24章の諸勅法は国家の財政的利益を強制する（法文 **C,G**）だけでなく、農民逃亡の被害を受けた農村共同体の保護（法文 **A**）や、農民との協調（法文 **B**）、エウトロピウスのもとでの厳罰化（法文 **D,E**）、ゴート王アタウルフスの死に対する祝賀（法文 **F**）などの要因までもが、形成要因に含まれていたということである。

農村パトロキニウム法が形成されたのは、帝国東部においてのみであった。帝国西部においても形成されている農村法はコロナートゥス法である。次章ではコロナートゥス法の形成を扱う。

第2章 コロナートゥス法

後期ローマ帝国において、所領農民たちは土地に束縛されていた。この束縛が行われたのは、鎮などによって農民を縛り付けることによってではなく、逃亡した農民を訴訟によって取り戻すことによってであった⁵⁷⁾。本稿では、こうした所領農民の束縛を便宜上コロナートゥスと呼び、それに関する勅法をコロナートゥス法と呼ぶ。

コロナートゥス法についての研究は、所領農民が何故束縛されたのかということを基軸として行われて来た。研究者たちのあいだで論点となっているのは、所領農民の束縛がローマ帝国の財政的理由のために行われたのか否かということである。近年の傾向としては、コロナートゥス法が発せられ所領農民が土地に束縛されたのは、人頭税その他の国家に対する義務を遂行させるためであるとする見解が支配的である⁵⁸⁾。

コロナートゥス法も農村パトロキニウム法と同様に、法制度的な観点からの研究が多く、各勅法の背景にまで立ち入った研究は進展していない。しかしコロナートゥス法に関しては、筆者と同様に諸勅法の多様性に注意を向ける論文が C. グレイによって発表されている。

本章第1節は、その研究を検討することから始める。

第1節 所領農民の束縛

C. グレイは、所領農民の土地束縛に関する諸勅法の中に一貫した特徴を認めようとすることを批判している⁵⁹⁾。彼は、コロナートゥスという概念は諸勅法の多様性を見失わせるとして、この概念の使用に消極的な態度を示す。そして、グレイ自身は、所領農民たちがコロナートゥスという制度や概念によってではなく、原籍 *origo* での義務によって土地に束縛されたと主張する。

グレイはまず、コロナートゥス *colonatus* という語が現れる数々の勅法を年代順に分析し、コロナートゥスという語が意味しているのは所領農民の土地束縛ではなく、農業活動でしかなかったことを示す⁶⁰⁾。

次いでグレイは勅法における所領農民の地位を確認し、所領農民の地位が奴隸的なものでも、半奴隸的なものでもなかったことを示す⁶¹⁾。彼は、332年コンスタンティヌス1世が、逃亡した所領農民を原籍地へと取り戻し隷属状態に置き、自由人に見合った責務を果たさせるように命じた勅法⁶²⁾を、所領農民と奴隸の区別を行っていると思なす。また、365年に発せられた勅法⁶³⁾は、所領農民が所領主の助言と認知なしに自らの耕作地ないし所有地を他者に移譲することを禁じている。グレイは、所領農民の財産処分権が奴隸のごとくに制限されたのではなく、ここで所領農民の所有地に関する税を払っていたのは所領主であると見なし、所領主がその土地の処分に関与するのは当然であったと解釈している。また、この365年の勅法に付された6世紀初頭の解釈では、所領農民の所有地を奴隸の財産などと同様に特有財産 *peculium* という語で表現しているが、この特有財産という語もまた6世紀には厳密な法律用語として用いられていないことから、所領農民と奴隸の同等性を否定する。400年の勅法⁶⁴⁾において所領主に所領農民の取り戻し権が認められていることについても、所領主による取り戻しが土地の所有者という地位に因るものであったことを示していると解釈する。そして所領農民を奴隸と呼ぶのは単なる比喩でしかないと述べる⁶⁵⁾。

グレイが自らの意見として強調しているのは、所領農民の束縛が原籍との関連で行われたということである⁶⁶⁾。勅法における所領農民の修飾語として、「登録された」*adscripticus* や、「原籍地の」*originarius, originalis* などの語を取り上げる。372/374年の勅法⁶⁷⁾において所領農民は *originalis* という形容詞、396年の勅法⁶⁸⁾では *censibus adscripticus*（人口調査に登録された）という修飾句を伴っている。グレイによれば、こうした用語は所領農民が隷属的な地位に陥ったことを示しているのではなく、彼らの束縛が人口調査による原籍地への登録によって行われたことを示している。これを、グレイは所領農民・土地・所領主のあいだの関係において、国家の利益が重要であったことを意味するものと見なす⁶⁹⁾。

以上を根拠として、グレイは所領農民の土地束縛を原籍地と国家の財政的要求に結び付けて研究すべきことを主張する⁷⁰⁾。彼の見解のうちで、コロナートゥスという語の文脈的な

意味に関して異論はない。本稿では、所領農民の土地への束縛を意味するための語として、コロナートゥスという語をあくまでも便宜的に用いることとする。

所領農民の身分に関して、筆者は若干の疑義を差しはさみたい。グレイは所領農民の法的地位を論じるにあたって、所領農民と奴隷の財産処分権に注目している。しかしながら、勅法中で所領農民の行動が奴隷と並んで制限されているのは、財産処分権に関してのみではない。401年の勅法は、所領主が同意しかつ連帯責任を負わない限り、所領農民と奴隷が属州ないし都市の下僚となることを禁止している⁷¹⁾。409年の勅法は、所領農民と奴隷が主人の同意なしに聖職者となることを禁じている⁷²⁾。429年には、所領主の権利 *dominorum ius* と公の清廉 *publica honestas* のために、所領農民が公職に就くことが禁じられている⁷³⁾。所領農民の地位は奴隷と同等ではないにしても、その行動が所領主によって制限されるという点において、類似した地位であったということは否定できまい。ただし、所領主が逃亡した所領農民に対して取り戻し権を有する根拠が、所領農民の登録された土地の所有者たることであったということについては、法史料以外にもそれを証左するものがあるため、異論はない⁷⁴⁾。

所領農民が束縛された原因については、グレイはあまりにも国家の利益にのみ注目し過ぎている。しかしながら、所領農民の逃亡に対する皇帝たちの関心は、土地所有農民の逃亡に比べてあまりにも僅かであった。このことは、逃亡農民の保護者に対して科せられる罰金額に顕著な形で現れている。前章で見たように土地所有農民を保護下に置いた者に対しては、金 25 ～ 100 リブラに至るまでの罰金と財産の没収が科せられていた（法文 B, D, E, G）。これと比較して、逃亡した所領農民の保護者に対する罰金は少額にとどまる。386年の勅法は、元来の所領主が私人である場合には金 2 分の 1 リブルムを、皇帝領である場合には金 1 リブルムを、それぞれ保護者の支払うべき罰金として規定している⁷⁵⁾。393 ～ 395 年に発せられた勅法は、所領農民の保護者に金 2 リブラを科している⁷⁶⁾。395 ～ 402 年のあいだの勅法では、金ではなく銀 12 リブラが罰金として規定されている⁷⁷⁾。こうした罰金の低さからは、皇帝たちが財政のために所領農民を土地に束縛しようと強力に試みる姿は浮かんでこない。

また、所領農民の取り戻しが官僚や軍隊によって強制的に行われたのではなく、所領主を原告とする訴訟によって行われたことも見逃すべきではあるまい。リバニオスは自らの所領農民が軍司令官の下へ逃亡した際に、件の所領農民たちを被告として裁判を起こしている⁷⁸⁾。無名の所領主が残した書簡においてもまた、所領農民の取り戻しは、所領農民が登録された土地の所有者だけが訴訟によって行使し得るものであったことが伝えられている⁷⁹⁾。ゆえに、所領農民の取り戻しが法制化され、かつそれが運用された原動力として国家の財政的な利益だけを挙げるのでは不十分であり、所領農民と所領主の関係にも目を向けながら、個別のコロナートゥス法の形成を検討する必要があるだろう。

ここで、コロナートゥス研究の問題点について、筆者の見解を述べておこう。コロヌスという語の現れる法文史料は、『テオドシウス法典』及び『ユスティニアヌス法典』所収の勅

法にだけ限っても、103点もの勅法が残されている⁸⁰⁾。これらの勅法は法典というまとまった形で我々の目の前に用意されているけれども、実際には年代も地域も別々に発せられた諸勅法の総体である。こうした種々雑多な勅法に一貫した政治意図を求めることは、既にグレイが指摘しているようにコロナートゥス法の多様性を見失わせ、かえって研究を混乱させるだろう。しかし、彼はこのことを指摘しつつも、実際には、彼自身も諸勅法の中に原籍と国家の財政的利益による束縛という原則を求めようとしている。今後は、数多くのコロナートゥス法から共通部分を抽出するだけでなく、個別のコロナートゥス法に固有の特徴を検討する必要がある。次節では4世紀から5世紀初頭にかけてのコロナートゥス法を取り上げて、個別の勅法が形成された背後関係を洗い出す。

第2節 コロナートゥス法の形成—皇帝と所領主—

まずは、コロナートゥス法における国家と所領主の立ち位置を見るために、税に関わる勅法に焦点を当てよう。所領農民を土地に束縛することを法制化した勅法として残存するもののうちで、最も古いのは332年の勅法である。この勅法では、所領農民の人頭税が扱われている。

《H 『テオドシウス法典』5巻17章第1法文(332年10月30日)》

コンスタンティヌス1世が、属州民に。

何人の下においてであろうとも、他人の権利下に服していた所領農民が発見されたなら、彼はその者を原籍地へと返すだけでなく、その間のその者の人頭税を負担すること。これらの逃亡を企てた所領農民たちは、鉄鎖によって隷属状態へと縛り付けられるのがふさわしい。彼らは自由人に見合った責務を、隷属の判決によって完了するように強制されること。

この勅法が規定しているのは、逃亡した所領農民を保護者の下から取り戻し、保護者が逃亡農民の人頭税を負担することである。ここでは、明らかに所領農民の土地束縛が人頭税と結び付けられている。本勅法では、取り戻された所領農民は「鉄鎖によって隷属状態へと縛り付けられるのがふさわしい」と述べられているが、所領農民の土地束縛は物理的な束縛よりも取り戻し訴訟によって行われており、この文言は修辭と解した方が適切であろう。こうした勅法が形成された要因としては、研究史上でも指摘されてきたように、ディオクレティアヌス以来の税制が挙げられる⁸¹⁾。それだけでなく、コンスタンティヌス1世は階層制の再確立と維持に努めていることが指摘されており、コンスタンティヌス1世の階層への関心も本勅法の形成に寄与しただろう⁸²⁾。

所領農民に課せられていたのは人頭税だけではない。逃亡農民の租税支払いにまつわる問題を扱った勅法としては、361年に発せられたものがある。

《I 『テオドシウス法典』11巻1章第7法文(361年5月3日)》

コンスタンティウス2世が、元老院へ。

逃亡農民のために国庫へ税を支払わねばならないと諸君らが訴えられていることが確認された。よって、もし元老院議員の何人もこの農民たちの土地を所有していないことが明白なら、逃亡した者のために納税する義務が課せられることはない。

本勅法は、元老院議員層の所領主が逃亡農民のために租税を支払う必要がないことを規定している。ここで、「農民たちの土地」として言及されているのは、元老院議員が租税責任の追及を受けていることを考えるなら、所領主たる元老院議員の下にある所領農民の所有地のことだろう。すなわち元老院議員たちは、逃亡した所領農民たちの所有地にまつわる租税負担から解放されていることになる。そして、本勅法が元老院に宛てて発せられたものであり、本文中でも元老院議員の所領主が問題になっているため、本勅法での規定は元老院議員に対する特惠的措置だったと考えられる⁸³⁾。319年の勅法で都市参事会員が自らの所領農民の土地に関して納税責任を負っていることは、元老院議員の状況と対照的である⁸⁴⁾。

では、同法Iはどのような状況下で発せられたのだろうか。このことを検討する際に考慮せねばならないのは、本勅法の発せられた361年5月3日には同じく元老院に宛てられた10点の勅法が残されていることである⁸⁵⁾。これらの勅法はどれもコンスタンティノポリスの元老院に宛てられたものであり、元老院議員の義務と特権について定めている⁸⁶⁾。この361年という年に、ローマ帝国は内乱の渦中にあった。360年に背教者として知られるユリアヌス（在位361～363年）がガリアで皇帝を称し、コンスタンティウス2世（在位337～361年）に相対していた⁸⁷⁾。361年の11月にコンスタンティウス2世が亡くなるまでのあいだ、両者の対立は続いた。西方の僭称帝ユリアヌスとの対立の中で、自らの本拠地たるコンスタンティノポリスの元老院を政治基盤とするために、361年5月3日の一連の勅法が発せられたのである。元老院議員地主に税制上の特権が認められているのは、彼らを政治基盤とするための一環であろう。ここで引用した勅法Hもこの文脈で理解することが出来る。

所領農民と租税の関連については、371年の勅法もこれに言及している。

≪J『ユスティニアヌス法典』11巻53章第1法文（371年6月11日）≫

ヴァレンティニアヌス1世及び、ヴァレンス、グラティアヌスが、イリュリクム・イタリア・アフリカ道長官プロプスに。

イリュリクムと近隣の地域において、所領農民と借家人は、生まれと父方血族で留まる農地から離れる自由を有することが出来ないようにと、我々は定める。

1. 彼らは租税義務ではなく、コロヌスという名によって土地に隷属する。もしも彼らが他所へと立ち去ったなら、彼らは取り戻され縛鎖と罰に服すること。他の所領主の所領農民を知らずに受け入れた者にも、罰が科せられる。彼は、所領農民が退去した土地に生じた損害を補償すること。そして、審判人の裁量によって定められた罰金を支払うように我々は定める。…

この勅法は、所領農民たちが農地から離れることを禁じたものである。本勅法は束縛の理由を述べるにあたって、租税義務による束縛でないことを明記している。何故、ここで租税義

務に言及する必要があったのだろうか。

同法 J を宛てられたイリュリクム道長官プロプスによるイリュリクム統治については、アンミアヌス・マルケリヌスが興味深い評価を伝えている。アンミアヌスによれば、プロプス支配下の同地方では、増え続ける租税と関税の負担のために、貴顕なる者たちが居所を離れざるを得なかった⁸⁸⁾。プロプスの下でイリュリクムの地方有力者は重税にさらされたということとなろう。ジョーンズは、同法 J からイリュリクムにおける人頭税の廃止を読み取った。この措置は、荒廃したイリュリクムの農民たちに配慮し税負担を所領主層に課したものと解され、その結果としてアンミアヌスが伝える所領主層の没落が起こったとされる⁸⁹⁾。ジョーンズによる解釈には、当時のイリュリクムがクアディ人やサルマタイ人などによる略奪にさらされ、農民たちが疲弊していたという前提がある。373 年にはパンノニアの軍隊がアフリカの篡奪者フィルムス討伐に差し向けられた隙を突き、クアディ人とサルマタイ人が大々的な侵攻を行い、農民たちを殺戮・虜囚にしたことが伝えられている⁹⁰⁾。同法から所領農民と税の関係について読み取ることが出来るのは、イリュリクムのごとき危機に晒された地方において人頭税が廃止されつつも、所領農民の土地束縛が維持されたことである。

イリュリクム以外にトラキア管区においても、人頭税の廃止と所領農民の土地束縛に関する法文史料が残存している。

《 K 『ユスティニアヌス法典』 11 卷 52 章第 1 法文 (393 ～ 395 年) 》

皇帝テオドシウス 1 世、アルカディウス及びホノリウスが、オリエンス道長官ルフィヌスに。

全トラキア管区を通じて、人頭税の登録は永遠に廃止される。そして、土地税のみが支払われるように。

1. 偶然にも租税義務から所領農民たちが解放され、放浪し望むところへ行く権利を許されたと思ふことのないように。彼らは原籍地の権によって束縛され、生来自由人の身分と思ふされつつも、自らの出生地の奴隷と思ふされることが認められる。彼らは望むところへ行く権利も、住地を変更する権利も有さない。所領主が、保護者としての配慮と主人としての権能によって、彼らの権利を行使するのである。

本勅法も、先の勅法 J と同様に、人頭税の廃止を記すものの、所領農民の束縛自体は存続することを定めている。

この勅法 K が発布された時期には、テオドシウス 1 世によって定住化されたゴート族がモエシアからトラキア北部にかけて住み着いていた⁹¹⁾。トラキアの混乱は、ゾシモスによれば、400 年頃まで続いていた⁹²⁾。この頃のトラキア管区は、370 年代のイリュリクムと同様にゴート族の圧力を受け不安定な状態にあったと言える。すなわち、この勅法による法的な人頭税廃止も、先のプロプスの勅法 J と同様に、当時の同地方の特殊な事情のために行われたものであると考えられる。409 年オリエンス道長官に宛てられた勅法では、所領農民に人頭税が課せられていることが言及されているため、人頭税の廃止も一般的な傾向と捉えるこ

とは出来ないと思われる⁹³⁾。これらのことから、人頭税の廃止は特定の荒廃した地方の農民たちに配慮したものではあるが、それでもあくまで所領農民の土地への束縛は堅持されたと解せるだろう。

第3節 コロナートゥス法の形成—逃亡農民—

前節の勅法だけを見るなら、後期ローマ帝国のコロナートゥス法は皇帝たちと所領主層のために、何を措いても所領農民の束縛を求め続けたということになる。しかしながら、逃亡した所領農民の取り戻しには時効が定められてもいた。365年の勅法は、皇帝領の奴隷や所領農民が逃亡した場合、法定時効に関係なく取り戻すべきことを定めている。同法において、皇帝領の農民に限って法定時効の無効が法制化されていることは、本来的に所領農民の取り戻しには時効が存在したことを含意している。このことは、380年の勅法が女性の所領農民が逃亡した場合に、所領主は即座に取り戻さなければ取り戻しの権を失うと定めていることから明らかである⁹⁴⁾。こうした取り戻しの時効は400年以降、より明確化されていく。

《L 『テオドシウス法典』12巻19章第2法文(400年6月29日)》

皇帝アルカディウス及びホノリウスが、ガリア道長官ウィンケンティウスに。

公的・私的訴訟を我々が制限するのは同様の理由によってではない。公益のためにより一層の配慮がなされるべきだからである。それゆえ、都市参事会や同職組合、あるいは城塞及びその他の団体のために、同じ属州において30年間、他の属州において40年間続けて尽くした者のことを、皇帝領や私人の訴訟が脅かすことはない。もしも、所領農民やインクィリヌスとしての身分が彼らを審問することを企てたとしてもである。本勅法においては、「都市参事会や同職組合、あるいは城塞及びその他の団体」のために働いた所領農民は、30年間ないしは40年間の経過によって、所領主の取り戻し権を免れることが出来るということが規定されている。

この勅法Lが発せられた400年6月29日には、これ以外にも5つの勅法が、同じくガリア道長官ウィンケンティウスに向けて発せられているため、それらと併せて本勅法の背景を検討する必要がある。同日には、所領農民の身分が父から子に伝わること、所領主が他の所領主のもとから所領農民を取り戻す際の細則が規定された⁹⁵⁾。ただし、所領主のもとから所領農民を取り戻す際に関しては、時効が言及されていない。他にも、同日には都市参事会員と同職組合員の取り戻しが規定されている。この場合にも、農村へ逃亡している者に関しては例外なく取り戻されることが定められているが、公職に就いている者に関しては30年時効が言及されている⁹⁶⁾。もう1つ、この日に法制化されているのは、ガリア南部における滞納税徴収の催促である⁹⁷⁾。以上が、400年6月29日の勅法である。

これらの勅法が発布された背景を読み解こう。この時期の帝国西部はゲルマン人などによって脅威にさらされていた。398年にはブリタニア北方でピクト人相手に戦争が行われており⁹⁸⁾、401年にはラエティア(現在のスイス・ドイツ・オーストリア・イタリアに跨る地

域)でゲルマン人を相手に戦い⁹⁹⁾、同年にはアラリクス率いるゴート族がイタリアに侵入して来た¹⁰⁰⁾。帝国西部にとってガリア道は侵入する諸部族との戦いの最前線であった。400年6月29日の諸勅法が発せられたのは、こうした緊迫した情勢の中においてである。この日の勅法では、農村から人々を取り戻す場合や農村における所領農民の取り合いに関しては時効が言及されることなく、都市や城塞で働く者あるいは公職に従事する者に関しては時効が確認されている。すなわち、ここでの取り戻し時効の法制化は所領農民たちの権利を認めているだけではなく、都市や城塞に人々を引き付けるための試みとしてなされているのである。ガリア道長官ウィンケンティウスは401年の執政官に選任されており、彼がこの時期の帝国西部で重要な役割を果たしたことを示唆している。

所領主の下へ逃れた所領農民に取り戻し時効が認められるのは、419年のイタリアにおいてである。

《M『テオドシウス法典』5巻18章第1法文前文(419年6月26日)》

皇帝ホノリウス及びテオドシウス2世が、イタリア道長官パラディウスに。

原籍の所領農民やインクィリヌスが、30年前に所領から離れ、黙認が続けられたことによって、生地へと取り戻されなかったのなら、彼自身、あるいは彼を偶然にも所有している者に対する濫訴は完全に退けられ、将来にわたってもこの年限が注視されるように我々は望む。

この時期のイタリアでは、前章でも触れたように、注目すべき事件が起こっている。405年にヴァンダル族やアラン族、スエヴィ族がライン河を渡って帝国西部を蹂躪していた¹⁰¹⁾。さらには、ゴート族がアラリクスに率いられて410年に都市ローマを襲ったのである¹⁰²⁾。その後もゴート族の略奪行は続き、415年にアラリクスの後を継いだアタウルフスが殺されて後、ようやくローマとゴート族のあいだに和平が成立した¹⁰³⁾。和解締結後、ゴート族は帝国西部に侵入していたゲルマン人たちを撃破していく¹⁰⁴⁾。そして418年にゴート族はアクィタニアに定住することとなった¹⁰⁵⁾。帝国西部は5世紀初頭に、ゲルマン人の侵入によって動乱の時代を迎えていたのである。これほどまでに不安定な時代にあって、イタリアもまた動乱に巻き込まれた。419年の時効勅法Mが発せられたのは、ゴート族との和平を得て、彼らをアクィタニアに定住させて後のことであった。動乱後の東の間の安定の時代にあって、取戻時効が法制化されたと考えられる。

更に、449年の帝国西部においては、所領農民などに対するすべての取戻訴訟は30年時効の対象となることが規定されている¹⁰⁶⁾。所領農民に対する濫訴を制限することを多くの人々が求めたことによって、そのような時効が定められたと同法前文で述べられている。同法第1項では、特に宮廷に務める者たちに対する所領農民取戻訴訟が問題視されており、彼らからの請願が多かったものと考えられる。同法第3項では、東ローマ皇帝テオドシウス2世の勅法において訴訟に関する30年時効が規定されているにもかかわらず、悪質な解釈によってその規定が回避されていることに苦言が呈される。ここで言及されたテオドシウス2

世の勅法も『テオドシウス法典』に残されている。

《N 『テオドシウス法典』4巻14章第1法文前文(424年11月14日)》

テオドシウス2世が、オリエンス道長官アスクレピオドトゥスに。

特別な対物訴訟におけるがごとく、相続財産や個人に対する訴訟も30年以上の長さを超えて引き延ばされてはならない。もし、ある物や権利が要求され、あるいは個人がなんらかの訴訟ないし追及によって起訴されるとしても、原告は30年間の時効に気を配るべきである。ある者が抵当や担保を自らの債務者からだけでなく、他の所有者から得ようと企てる場合にも、このことは同様に有効である。なぜならば、かくのごとき点についての限界を明確に規定することを求める請願が、正当に存在していたからである。

この勅法は、特別に所領農民の逃亡を扱って、取戻権の時効を定めたものではなく、訴訟一般に時効を定めて、濫訴を抑制しようとしたものである。本勅法においても、時効を設定する理由として、「かくのごとき点についての限界を明確に規定することを求める請願」に言及している。これらの勅法は、東西のローマ帝国で濫訴の抑制を求める請願が存在し、それに応じる形で訴訟の時効が定められていったということである。所領農民の取戻訴訟はすでに4世紀の頃から時効が存在しており、400年以降の法文で時効が明確に定められていることも、この文脈の中で解することが出来る。所領農民に対する取戻訴訟の時効は、逃亡した所領農民の新たな身分を認め、濫訴を抑制することを求める請願に応じて、個別の場合に従って様々な形で法制化されたのである。

後期ローマ帝国で形成されたコロナートゥス法は、農村パトロキニウム法と同様に、時代・地域ごとに特有な状況に従って相異なる様相を見せている。所領農民と所領主をめぐる租税関係に関しても、所領主が元老院議員である場合と都市参事会員である場合では異なった規定が現れている。所領農民の取戻時効においても、所領農民の逃亡先での立場が時効の確認を左右した。従来の研究では、コロナートゥス法の背後に時代を超越した原理の存在を探究していたが、後期ローマ帝国の勅法が個別の場合に応じて個々別々に形成されていた以上、超時代的な意図だけを探っているとは不十分である。多種多様な階層からの請願と、その時代のローマ国家を取り巻く環境が法形成の要因となっていたのである。

おわりに

後期ローマ帝国における農村パトロキニウム法とコロナートゥス法についての検討をここで改めてまとめておこう。先行研究において、両種の諸勅法は主として国家の財政的利益を実現する手段として分析されてきた。筆者はこれらの勅法の形成要因に重点を置いて検討を行い、皇帝たちの一貫的な政策方針だけでなく、個別の勅法を取り巻く時代的な環境がそれぞれの法形成に力を持っていたことを結論として導き出した。

こうした個別具体的な法形成のあり方は、ローマ法に特徴的な決疑論に通ずるものがある

だろう¹⁰⁷⁾。法は何らかの原則に則って一貫的に形成されたのではなく、個別の場合に応じてその都度形成された。ローマ帝国の勅法は『テオドシウス法典』や『ユスティニアヌス法典』などのまとまった形で残されている。しかしながら、諸勅法はそれぞれ相異なる状況の中で発布されたのである。そのため、法典がどのように編纂されたかを知るだけではこれらの勅法を史料として存分に活用することは出来ない。

本稿冒頭で述べたように、オノレは法形成における官僚と臣民の優位を説き、ミラーは皇帝の最終的決定権と一方における皇帝の受動性を重視し、ハリーズは4世紀末以降の立法に対する皇帝の関与を否定している。それに対する筆者の見解としては、後期ローマ帝国の法形成に対する関与の度合いは、個別の法形成をめぐる状況によって左右されることが大であり、皇帝・官僚・臣民のうちの誰が法形成を左右したかを原則的に定めることは出来ないということである。農村法の形成においては、臣民からどのような請願があったか、皇帝が主導権を発揮して官僚たちを操縦しているのか、それとも逆であったのかということが、個別の勅法の性格を左右している。法形成の主導者を探るには、当時の政局を知る必要があるだろう。

最後に、以上の検討から筆者が得た後期ローマ帝国の国家像を提示しておこう。従来の国家像は、皇帝たちの政治的意図や国家組織との関連で後期ローマ帝国における階層的な統制を説明しようとしている。筆者は後期ローマ帝国での法形成のあり方からこの問題に接近してみよう。本稿で見てきたように農村に関する法形成を求めたのは皇帝たちだけでなく、臣民からも同様に要求が存在していた。皇帝から臣民まで多種多様な個々人の要求が法的階層制を生み出すこととなったのである。勅法は理念上ローマ帝国全体の統一性を主張しているものの¹⁰⁸⁾、皇帝たちや元老院議員・官僚・将軍・兵士たちから農民に至るまでの個々人による種種雑多な要求が勅法を形成していたがために、後期ローマ帝国は統一性を求めつつも実質的には統一性を欠いた多元的な国家としての姿を取ることとなった。

しかしながら、諸勅法が個別に形成されながら、その効力は個別の事例に留まらず一般的効力を有するように期待されたことには注意すべきである¹⁰⁹⁾。広大なローマ帝国の長い歴史の中のいくつかの事例が個別的な法律の形成を促し、その法律が一般的な効力を持つようになったということをもって、諸勅法をローマ帝国の全体像や地方の実態を反映した鏡と見なすことは出来ないだろう。本稿での検討から後期ローマ帝国の一面として描きだすことが出来るのは、個別的な法形成が一般的効力を持つ法律の形成に結び付いていたために、後期ローマ帝国では一部の事例が法制度の変容を左右していたということである。すなわち、皇帝や官僚から臣民まで、広大な帝国の中で法形成に対して何らかの形で関与することの出来た一部の者たちの事情によって、一般的な法制度の規定が左右されるのが後期ローマ帝国であった。このあり方が後期ローマ帝国に特殊なものであるのか否かを、帝政前期のローマ帝国と比較して検討することを、筆者は今後の課題とする。

略号 : C.Th. = *Codex Theodosianus*; C.J. = *Codex Justinianus*; PLRE = A.H.M. Jones, J.R. Martindale and J. Morris, *The Prosopography of the Later Roman Empire*, 3vols., Cambridge, 1971-1992.

註

- 1) 弓削達『ローマ帝国の国家と社会』岩波書店, 1964年, 260～263頁
- 2) J.B. Bury, *The Constitution of the Later Roman Empire*, Cambridge, 1910. ローマ皇帝の恣意性を制限する国制については, H.-G. ベック, 渡辺金一訳「ビザンツ帝国の国制」『南欧文化』5, 1979年, 82～99頁および, 井上浩一「ビザンツ帝国の国制と社会」『比較国制史研究序説』柏書房, 1992年, 157～173頁, 井上浩一「ローマ皇帝からビザンツ皇帝へ」『公家と武家の比較文明史』思文閣出版, 2005年, 191～222頁, 南雲泰輔「ユリアヌス帝の意識のなかのローマ皇帝像」『西洋古代史研究』6, 2006年, 19-39頁を参照。
- 3) R. MacMullen, Social Mobility and the Theodosian Code, *Journal of Roman Studies*, 54, 1964, pp. 49-53 及び, A.H.M. Jones, The Caste System in the Later Roman Empire, *The Roman Economy*, Oxford, 1974, pp. 396-418.
- 4) A. Cameron, *The Later Roman Empire*, Cambridge, 1993, pp. 99-112.
- 5) P. Garnsey, and C. Humfress, *The Evolution of the Late Antique World*, Cambridge, 2001, pp. 62, 63, 83-85.
- 6) T. Honoré, Roman Law AD 200-400: From Cosmopolis to Rechtstaat?, S. Swain and M. Edwards, *Approaching Late Antiquity*, Oxford, 2004, pp. 107-132, esp. pp. 111-119 は, 法学者が後期ローマ帝国の官僚機構の中に取り込まれ, 帝国の立法において創造的役割を果たし続けたということを主張している。
- 7) T. Honoré, *Law in the Crisis of Empire*, Oxford, 1998, pp. 25-26 は, A.H.M. Jones, *The Later Roman Empire 284 – 602*, Oxford, 1964, p. 517. に賛同して上級審への人々の期待を強調し, 立法が繰り返し人々によって求められたということに, 法の実効性を見ている。
- 8) Honoré, *op. cit.* (n.7), p. 14. また, オノレは T. Honoré, *Emperors and Lawyers*, 2nd edn, Oxford, 1994, pp. 31-32 (1st edn., 1981) で, 3世紀においても, 法には皇帝よりもむしろ皇帝に仕える法律家の思想が反映されているとする。
- 9) F. Millar, L'Empereur romain comme décideur, C. Nicolet, *Du Pouvoir dans l'antiquité*, Genève, 1990, pp. 207-220, p. 217.
- 10) Ibid, p.208. ミラーは元首政期に関しても, 臣民の請願と皇帝の回答による法形成を強調している。F. Millar, *The Emperor in the Roman World*, London, 1977, pp. 240-259, 537-549.
- 11) J. Harries, *Law and Empire in Late Antiquity*, Cambridge, 1999, pp. 46-47, 49-50.
- 12) J. Harries, The Back Ground to the Code, J. Harries and I. Wood (eds.), *The Theodosian Code*, Ithaca, 1993, pp. 1-16, esp. p. 14.
- 13) 史料としての『テオドシウス法典』については, J.F. Matthews, *Laying Down the Law*, London, 2000 を参照。
- 14) C.R. Whitaker and P. Garnsey, Rural Life in the Later Roman Empire, A. Cameron and P. Garnsey (eds.), *The Cambridge Ancient History*, 13vol., Cambridge, 1998, pp. 277-311, esp. pp. 297-299.
- 15) 西洋古代史におけるパトロキニウムあるいはパトロネジ研究については, 長谷川博隆編『古典古代のパトロネジ』名古屋大学出版会, 1992年を参照。
- 16) 渡辺金一「パトロキニウム・ヴィコールム考」『ビザンツ社会経済史研究』, 1968年, 221-316頁が20世紀前半までの研究をまとめている。
- 17) P. Garnsey and G.D. Woolf, Patronage of the rural poor in the Roman world, A. Wallace-Hadrill (ed.), *Patronage in Ancient Society*, London, 1989, pp. 153-170 は, 農村パトロキニウムを貧民が生存した一要因として論じている。法史料はエジプトに限定して政府の意図を示すものとして扱うのみである。Brown, P., The Rise and Function of the Holy Man in Late Antiquity, *Society and the Holy in Late Antiquity*, California, 1982, pp. 103-152 は農村パトロネジにおける農民たちの主導性に注目する。ブ

- ラウンの見解については、足立広明「初期ビュザンティオン社会の形成」『文化史学』42, 1986年, 87～105頁が詳しく紹介している。J.-U. Krause, *Spätantike Patronatsformen in Westen des Römischen Reiches*, München, 1988, pp.163-164 は帝国西部における農村パトロキニウムが長期的・広域の問題ではなかったと説明する。
- 18) 渡辺, 前掲論文(註16), 259～266頁。
- 19) P. Jouguet, *Papyrus de Théadelphie*, Paris, 1911, pp. 107-111.
- 20) C. Kelly, *Ruling the Later Roman Empire*, London, 2004, p. 65 は1000ソリディを金14リブラと計算しており, そこから逆算すると1リブルムは約70ソリディ, 25リブラはおよそ1785ソリディとなる。また, *Ibid*, p.66によれば6世紀コンスタンティノポリスで大工に従事していた者が得ていた年収が7ソリディであることを併せ考えると, 罰金額は非常に高い。
- 21) 渡辺, 前掲論文(註16), 260頁。
- 22) 両帝の農村に関する政治については, N. Lenski, *Failure of Empire*, Berkeley, 2002, pp. 283-285.
- 23) *C.Th.* X. 1. 11.
- 24) R. MacMullen, *Corruption and the Decline of Rome*, London, 1988, p. 144, 174.
- 25) リバニオスの活動については田中創「古代末期における公的教師の社会的役割」『史学雑誌』117(2), 2008年, 1～32頁を参照。
- 26) Libanius. *Or.* 47.
- 27) C. Sotinel, Information and Political Power, P. Rousseau and J. Raithel, *A Companion to Late Antiquity*, 2009, pp. 125-138 は, 後期ローマ帝国における政治情報の重要性を訴えている。
- 28) 田中創「帝政後期における道長官の変容」『古代地中海世界のダイナミズム-空間・ネットワーク・文化の交錯』山川出版社, 2010年, 373～399頁は, 都市参事会の復興政策を取り上げて都市による主導に注意を促す。小坂俊介「カルケドン裁判考」『歴史』116, 2011年, 1～30頁は皇帝ユリアヌスと属州民及び地方名望家とのつながりを重視する。
- 29) 渡辺, 前掲論文(註16), 263～264頁。
- 30) 同論文, 263頁。
- 31) *PLRE*, II, pp.440-444.
- 32) *PLRE*, I, pp.778-781. ルフィヌスについては, 南雲泰輔「「佞臣ルフィヌス」像の形成と継承」『西洋史学』234, 2009年, 89～107頁が, 当時における「官僚制」の認識と合わせ論じている。
- 33) Honoré, *op. cit.* (n. 7), pp. 82-83.
- 34) *C.Th.* VII. 1. 12.
- 35) *C.Th.* VII. 1. 16.
- 36) *C.Th.* VII. 1. 15.
- 37) *C.Th.* VII. 1. 17.
- 38) *C.Th.* VIII. 1. 14.
- 39) *C.Th.* XIII. 7. 1.
- 40) *C.Th.* IX. 40. 18.
- 41) Honoré, *op. cit.* (n. 7), p. 82.
- 42) *C.Th.* IX. 40. 17.
- 43) ホモロギ・コロニについては, F. De Zulueta, *De Patrocinii Vicorum*, *Oxford Studies in Social and Legal History*, 1, 1909, pp. 1-78, esp. pp. 55-59 参照。彼によれば, ホモロギ・コロニとは, かつての土地所有農民であり, 本勅法発布時には所領主のもとにあった。
- 44) 2世紀末から4世紀初頭のシリア南部出土の碑文や4世紀及び7世紀のキリスト教文献では, メトロコミアという語が個々の村落と結び付いて用いられているが, 法典中に現れるメトロコミアとの関係は定かでない。メトロコミアという語の現れる史料については M. Sartre, *Les metrokomiali de Syrie du Sud*, *Syria : revue d'art oriental et d'archéologie*, 76, 1999, pp. 197-222 が網羅的に紹介している。
- 45) F. ティンネフェルト, 弓削達訳『初期ビザンツ社会』岩波書店, 1984年, 26頁。
- 46) A.H.M. Jones, *op. cit.* (n. 7), 1964, p.179.

- 47) *PLRE*, II, pp. 929-930.
- 48) 足立広明「皇姉ブルケリア」『歴史学研究』704, 1997 年, 24 ~ 36 頁, 特に 30 頁。
- 49) Hydatius. a. 410.
- 50) Hydatius. a. 410, 414, 416.
- 51) *Chronicon Paschale*. a. 415.
- 52) 前註参照。
- 53) *C.Th.* VI. 23. 1
- 54) *C.J.* X. 19. 8; XI. 56. 1.
- 55) ヴァンダル遠征については Procopius. *Bellum Vandalicum*. I. 6. 5-27 を参照。Marcellinus Comes. *Chronicon* はこの出来事を 468 年に位置付けている。
- 56) *C.J.* I. 3. 28; V. 14. 9.
- 57) 神宮典夫「ローマ帝政後期西部における逃亡コロヌス取戻立法の成立と崩壊」『国家学会雑誌』96 (1・2), 1983 年, 119 ~ 141 頁が, 取戻訴訟に注目した研究を行っている。
- 58) B. Sirks, Reconsidering the Roman Colonnate, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Romanistische Abteilung*, 110, 1993, S. 331-369 及び, D.P. Kehoe, *Law and Rural Economy in the Roman Empire*, Ann Arbor, 2007 は束縛における国家の主導を強調する。他方, M. Mirković, The Later Roman Colonnate, *Transaction of the American Philological Society*, 87, 1997, pp. i-144 は国家による主導を小さく評価する。
- 59) C. Grey, Contextualizing Colonnatus: The *Origo* of the Late Roman Empire, *Journal of Roman Studies*, 97, 2007, pp. 155-175, esp. pp. 169-170, 175.
- 60) *Ibid.*, pp. 161-165.
- 61) *Ibid.*, pp. 165-170.
- 62) *C.Th.* V. 17. 1.
- 63) *C.Th.* V. 19. 1.
- 64) *C.Th.* IV. 23. 1.
- 65) Grey, op. cit. (n. 59), p. 167.
- 66) *Ibid.*, pp. 170-175.
- 67) *C.Th.* XI. 1. 14.
- 68) *C.J.* XI. 50. 2.
- 69) Grey, op.cit. (n. 59), pp. 170-172.
- 70) *Ibid.*, p.175.
- 71) *C.Th.* VIII. 2. 5.
- 72) *C.J.* I. 3. 16.
- 73) *C.J.* XI. 48. 18.
- 74) C. Halm (ed.), *Corpus Scriptorum Ecclesiasticorum Latinorum*, Vienna, 1866, pp. 254-256. キリスト教の著述家スルピキウス・セウエルスの名を冠せられているが, 偽作とされる。
- 75) *C.Th.* V. 17. 2.
- 76) *C.J.* XI. 52. 1.
- 77) *C.J.* XI. 48. 12.
- 78) Libanius. *Or.* 47. 13-18.
- 79) 註 74 参照。
- 80) H. Bolkestein, *De colonatu romano ejusque origine*, Amsterdam, 1906, pp. 181-187.
- 81) A.H.M. Jones, The Roman Colonnate, *Past and Present*, 13, 1958, pp. 1-13.
- 82) J.E. Grubbs, Constantine and Imperial Legislation on the Family, J. Harries and I. Wood (eds.), *op.cit.* (n. 12), pp. 120-142.
- 83) 545 年の *Novellae Justiniani*. 128. 14 は, 何人も他人の所有地に租税責任を負わないことを定めるが, 時代的に法文 H からはかけ離れている。
- 84) *C.Th.* XI. 7. 2.
- 85) *C.Th.* I. 6. 1; I. 28. 1; VI. 4. 12; VI. 4. 13; VII. 8. 1; XI. 15. 1; XI. 23. 1; XII. 1. 48; XIII. 1. 3; XV. 1. 7.

- 86) 361年の諸勅法については、F.ティンネフェルト、前掲書（註45）、65頁参照。
- 87) コンスタンティウス2世とユリアヌスの年代学については、D. Kienast, *Römische Kaisertabelle*, Darmstadt, 1990, pp.309-320を参照した。また、ユリアヌスの登位に関しては、南川高志「『背教者』ユリアヌス帝登位の背景」『西洋古代史研究』10, 2010, 1～21頁が、ガリアの情勢とゲルマン人認識を中心とした研究を公表している。
- 88) Ammianus Marcellinus. *Res Gestae*. XXX. 5. 6.
- 89) Jones, *op.cit.* (n. 7), pp.147-148.
- 90) Ammianus Marcellinus. *Res Gestae*. XXIX. 6.
- 91) Zosimus. IV. 25.
- 92) Zosimus. V. 22. 3はトラキアの秩序回復をゴート人将軍ガイナスの死と結び付けて伝えており、Marcellinus Comes. *Chronicon*はガイナスの死を400年に位置付けている。*Chronicon Paschale*はゴート人の壊滅を400年7月12日に位置付けている。
- 93) *C.J.* I. 3. 16.
- 94) *C.Th.* X. 20. 1.
- 95) *C.Th.* IV. 23. 1; *C.J.* XI. 48. 13.
- 96) *C.Th.* XII. 19. 1; XII. 19. 3.
- 97) *C.Th.* I. 15. 15.
- 98) M. Millar, Stilicho's Pictish War, *Britannia*, 6, 1975, pp. 141-145, esp. p. 144.
- 99) E. De Mougeot, *De l'unité à la division de l'empire romain*, Paris, 1951, p. 268,
- 100) W.N. Bayless, The Visigothic Invasion of Italy in 401, *The Classical Journal*, 72, 1976, pp. 65-67.
- 101) M. Kulikowski, Barbarians in Gaul, Usurpers in Britain, *Britannia*, 31, 2000, pp. 325-345は、史料上406年12月31日とされているライン渡河の年月日を再検討し、405年12月31日に修正している。
- 102) Hydatius. a. 410.
- 103) Hydatius. a. 416.
- 104) Hydatius. a. 417, 418.
- 105) Hydatius. a. 418.
- 106) Nov. Val. XXVII. この勅法の全訳が、神宮典夫「ワレンティーニアーヌス三世新勅法27：邦訳と解説」『西南学院大学法学論集』17（2～4）、1985年、257～276頁に紹介されている。
- 107) F. シュルツ, 真田芳憲, 森光訳『ローマ法の原理』中央大学出版会, 2003年（原著1934年）, 55頁。
- 108) F. Millar, *A Greek Roman Empire: Power and Belief under Theodosius II (408-450)*, Berkeley, 2006, pp. 1-7はローマ帝国が東西に分かれて後も、勅法は東西帝国の統一性を主張しているとする。
- 109) *C.Th.* I. 2. 11 (a. 398)は請願に対して発せられた勅答（*rescriptum*）が当該の事案にしか効力を有してはならないとする。一方で、*C.Th.* I. 1. 5 (a. 429), 6 (a. 435)は一般的な効力を認められた勅法のみを『テオドシウス法典』に所収すると述べる。

《English Summary》

Legislation in the Later Roman Empire: the Laws on the *Patrocinium Vicorum* and *Colonatus*

Kosuke Yamashita

According to traditional understanding of Roman History, the Later Roman Empire was a despotic state ruled in an arbitrary manner by autocratic emperors. This image of the Empire, however, has been criticized on various points. In this paper, examining the formation of laws on the peasants' flight, the author compares this traditional image of the Later Roman Empire with reality, using the laws on the *Patrocinium vicorum* and *Colonatus* as his main source.

Analysis by the author demonstrates that the laws on the *Patrocinium vicorum* were designed not only for the financial advantage of the empire, but also in consideration of the interests of peasants in a variety of contexts. The laws on the *Colonatus*, on the other hand, had minimal financial content. In the process of formulating these laws, the interests of everyone, including the emperors, landowners, and farmers, appear to have been taken into consideration.

Scholars have long searched for a single legislative principle during the Later Roman Empire, but the author of this paper argues that there is no single principle with relation to legislation on the *Patrocinium vicorum* or *Colonatus*. The emperors and officers did not in fact monopolize the legislative process, instead we find the interests of the ruled classes, and their initiatives, reflected in the laws. Therefore the author emphasizes that the Later Roman Empire was in fact a pluralistic state in which the interests of many strata of society were represented.